

水質汚濁防止法（昭和四五年 法律第一三八号）（抜粋）

（常時監視）

第十五条 都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

（測定計画）

- 第十六条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。
- 2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。
 - 3 環境大臣は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量を把握するため、測定計画の作成上都道府県知事が準備すべき事項を指示することができる。
 - 4 国及び地方公共団体は、測定計画に従つて当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

（測定の協力）

- 第十六条の二 地方公共団体の長は、前条第四項の地下水の水質の測定を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、地下水の水質の測定の協力を求めることができる。

（公表）

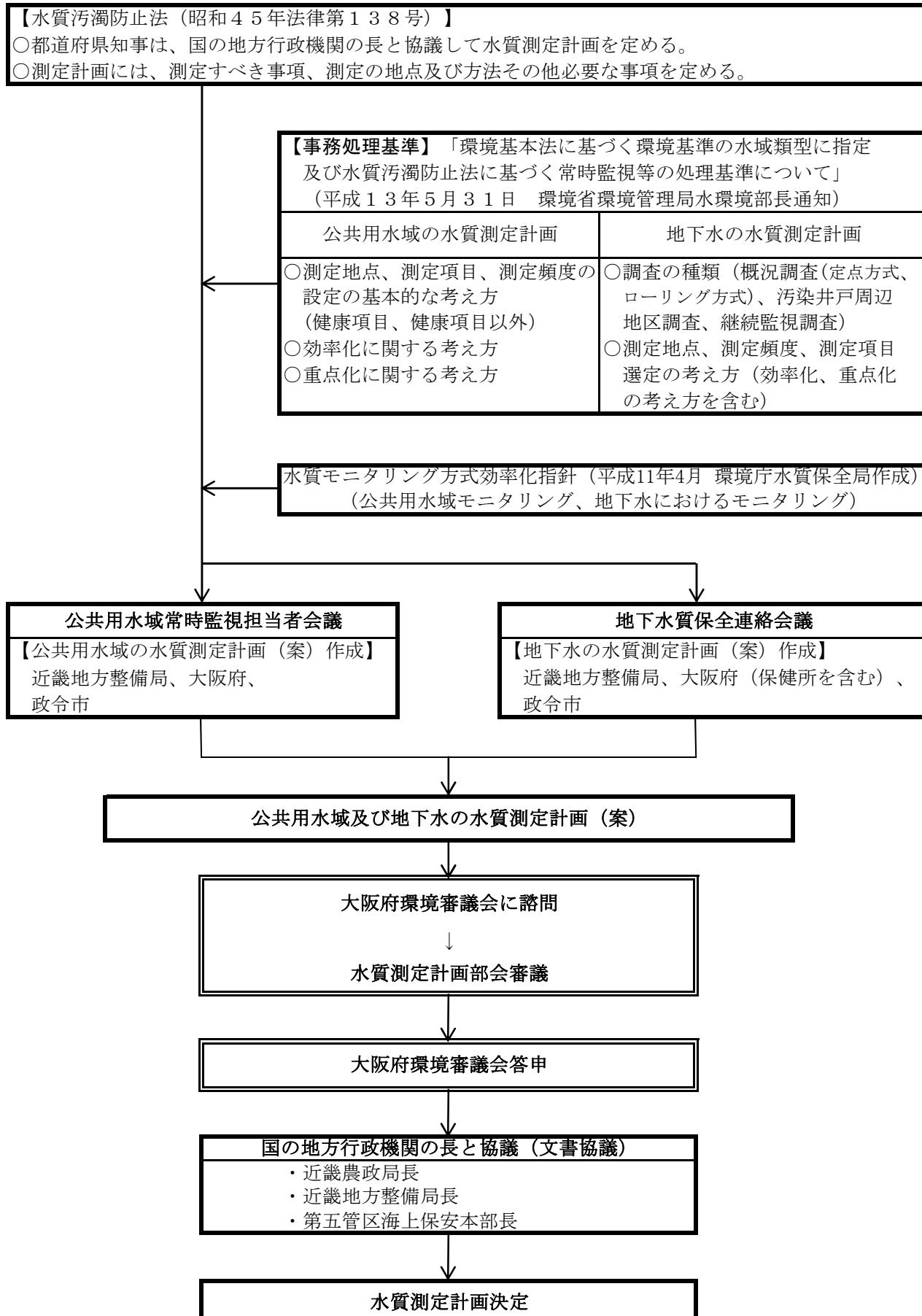
- 第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

- 第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べができるものとする。

水質測定計画作成フロー

参考資料2



大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する水質測定計画部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、臨時委員及び専門委員で組織する。

- 一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内
 - 二 条例第2条第1項第3号に規定する委員 4人以内
 - 三 条例第3条第1項に規定する臨時委員 3人以内
 - 四 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名
- 2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の三分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市町村長のうちから任命された委員及び臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。
- 5 部会の決議は、水質汚濁防止法第16条第1項に定める測定計画について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。
- 6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

(必要事項)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年8月25日から施行する。

大阪府環境審議会水質測定計画部会委員名簿

学識経験のある者

氏 名	役 職	備 考
海老瀬 潜一	摂南大学教授（環境システム工学）	部会長
益田 晴恵	大阪市立大学大学院教授（地球化学）	部会長代理
以上 大阪府環境審議会委員 計 2 名		
池道彦	大阪大学大学院教授（環境工学）	
以上 大阪府環境審議会水質測定計画部会専門委員 計 1 名		

市町村長

氏 名	役 職	備 考
平松邦夫	大阪市長	
竹山修身	堺市長	
中田仁公	交野市長	
池田勇夫	豊能町長	
以上 大阪府環境審議会委員 計 4 名		

関係地方行政機関の長

塚本和男	近畿農政局長	
上総周平	近畿地方整備局長	
大島啓太郎	第五管区海上保安本部長	
以上 大阪府環境審議会臨時委員 計 3 名		